

広島県告示第千六百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十一年十二月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三二号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市大和町和木四一〇番一地从先から 三原市大和町和木一五二八番七地先まで			七・二〇〇 一 六・四〇〇	九三・二一〇	
			一四・四〇〇 一 二七・〇〇〇	九三・二一〇	拡幅